

○京丹後市立図書館条例

平成16年4月1日

条例第114号

(設置)

第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して、住民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、京丹後市立図書館を設置する。

2 必要に応じ分館及び閲覧所を設置することができる。

(名称及び位置)

第2条 京丹後市立図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------------|------------------|
| 京丹後市立峰山図書館 | 京丹後市峰山町杉谷1030番地 |
| 京丹後市立あみの図書館 | 京丹後市網野町網野385番地の1 |

(業務)

第3条 京丹後市立図書館(以下「図書館」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書その他の図書館資料(以下「資料」という。)を収集し、整理保存して、広く住民の利用に供すること。
- (2) 読書案内及び読書相談に応ずること。
- (3) 読書会、読み聞かせ、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催するとともに、その奨励を行うこと。
- (4) 他の図書館、学校、公民館、資料館等との連携及び相互貸借を行うこと。
- (5) 学習情報等の提供及び団体活動等のデジタル情報化を支援すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要なこと。

(管理及び運営)

第4条 図書館は、常に良好な状態にあるように管理し、第1条に規定する設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

(職員)

第5条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第13条の規定により、図書館に館長その他必要な職員を置く。

2 分館に分館長その他必要な職員を置くことができる。

(利用の許可)

第6条 図書館は、第1条に規定する設置目的を妨げない限度において自由に利用することができる。ただし、別に定める施設(以下「許可施設」という。)の部分を利用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の許可をする場合において、図書館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可施設の利用を許可しない。

- (1) その利用が図書館の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、図書館の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第9条 利用者は、許可施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、館長は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、許可施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。前条の規定により利用の停止又は許可の取

消しの処分を受けたときも、同様とする。

- 2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、館長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

- 第12条 利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(協議会の設置)

- 第13条 法第16条の規定により、図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の組織)

- 第14条 協議会は、10人以内の委員で組織する。

- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者並びに知識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

- 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の峰山町立図書館並びに図書館協議会に関する条例(昭和30年峰山町条例第11号)又は、あみの図書館の設置及び管理に関する条例(平成13年網野町条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。